

第6回臨時総代会の附議内容について

当 JA 定款第 40 条の定めにより、第6回臨時総代会を下記日程にて開催いたします。
議案については以下の通りとなり、組合員の皆さまに変更内容をお知らせいたします。

<第6回臨時総代会>

開催日時：令和2年3月12日(木) 午前10時

開催会場：JAさっぽろ本店 大会議室（札幌市中央区北10条西24丁目1-10）

議案第1号 定款の一部変更について

下記により変更いたしたい。

1. 変更の理由～経営の合理化に伴い役員定数の変更を行うものです。
2. 変更内容～下記のとおり

附帯決議 本日の決議事項のなかで軽微な事項の修正および法令、その他行政庁の処分またはこれに基づく指示があった場合の必要な修正については、理事会に一任願いたい。

変更後

（役員の数）

第30条 この組合に、役員として理事 20人 及び監事7人を置く。

2 理事のうち 4人 及び監事のうち1人は、常勤とする。

3～6 （略）

7 理事のうち 2人 及び監事のうちの一人は、この組合の業務につき学識経験を有する者をもって充てるものとする。

以下省略

附則（令和2年3月12日）

第1条 この定款の変更は、行政庁の認可のあった日（令和2年 月 日）から施行する。

第2条 前条にかかわらず、定款第30条の変更については、令和2年6月の任期満了に伴う改選時から適用するものとし、それまでは現行通り、理事21人、監事7人とする。

現行

（役員の数）

第30条 この組合に、役員として理事 21人 及び監事7人を置く。

2 理事のうち 5人 及び監事のうち1人は、常勤とする。

3～6 （略）

7 理事のうち 3人 及び監事のうちの一人は、この組合の業務につき学識経験を有する者をもって充てるものとする。

以下省略